

〔平 1 7 . 4 . 1 2〕
〔基 礎 小 3 2 - 2〕

資 料

（ 税 源 移 讓 ）

目 次

1	最近の税源移譲に関する動き	1
2	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004（抄）（H16.6.4 閣議決定）	2
3	平成17年度の税制改正に関する答申（抄）（H16.11.25 政府税制調査会答申）	3
4	三位一体の改革について（抄）（H16.11.26 政府・与党合意）	4
5	平成17年度予算編成の基本方針（抄）（H16.12.3 閣議決定）	6
6	平成17年度税制改正大綱（抄）（H16.12.15 自由民主党 公明党）	7
7	所得譲与税の概要	9
8	個人住民税所得割及び所得税の税率構造	10
9	税源移譲にあたっての基本的考え方	11
10	税源移譲にあたっての主な検討項目	12

最近の税源移譲に関する動き

平成16年

6月 4日 「骨太方針2004」の閣議決定

- ・平成18年度までの三位一体の改革の全体像を平成16年秋に明らかにし、年内に決定する。
- ・税源移譲は概ね3兆円規模を目指す。
- ・その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討する。

6月 9日 国庫補助負担金改革の具体案のとりまとめについて内閣府から地方六団体へ要請

8月24日 地方六団体が総理に改革案を提出 ←経済財政諮問会議において説明

9月14日 国と地方の協議の場（第1回／以降8回開催）

11月25日 「平成17年度の税制改正に関する答申」決定

11月26日 「三位一体の改革について」政府・与党合意 ←全体像の取りまとめ

12月15日 「平成17年度税制改正大綱」決定

12月24日 「三位一体の改革について」閣議決定

平成17年度の税源移譲に関する法改正

平成17年

2月 8日 所得譲与税法改正案（「地方税法等の一部を改正する法律案」）閣議決定、国会提出

3月18日 参議院本会議で可決、成立（→3月25日公布）

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004（抄）

第1部 「重点強化期間」の主な改革

1. 「官から民へ」、「国から地方へ」の徹底

（3）地域の真の自立

（三位一体の改革）

- ・「基本方針2003」に掲げられた基本的な方向に沿って、三位一体の改革に関する政府・与党協議会の合意（平成15年12月）を踏まえつつ、三位一体の改革を着実に推進していく。
- ・地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やすとともに、国と地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築につながるよう、平成18年度までの三位一体の改革の全体像を平成16年秋に明らかにし、年内に決定する。その際、地方の意見に十分耳を傾けるとともに、国民への分かり易い説明に配慮する。
- ・全体像には、以下の点に留意しつつ、平成17年度及び平成18年度に行う3兆円程度の国庫補助負担金改革の工程表、税源移譲の内容及び交付税改革の方向を一体的に盛り込む。
そのため、税源移譲は概ね3兆円規模を目指す。その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討する。
- ・国庫補助負担金の改革については、税源移譲に結び付く改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施する。併せて、国・地方を通じた行政のスリム化の改革を推進する。その際、国の関与・規制の見直しを一体的に行うことが重要である。
- ・税源移譲については、三位一体改革の一環として、平成18年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施する。その際、応益性や偏在度の縮小といった観点を踏まえ、個人住民税所得割の税率をフラット化する方向で検討を行う。あわせて国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。
- ・地方交付税については、地方団体の改革意欲を削がないよう、国の歳出の見直しと歩調を合わせて、地方の歳出を見直し、抑制する。一方、地域において必要な行政課題に対しては、適切に財源措置を行う。これらにより、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する。また、地方団体の効率的な行財政運営を促進するよう、地方交付税の算定の見直しを検討する。
- ・財政力の弱い団体においては、税源移譲額が国庫補助負担金の廃止、縮減に伴い財源措置すべき額に満たない場合があることから、実態を踏まえつつ、地方交付税の算定等を通じて適切に対応する。
- ・地方の財政状況について、国民への迅速で分かり易い説明に一層配慮する。

平成17年度の税制改正に関する答申（抄）

一 基本的考え方

3. 持続可能な公的部門の構築に向けて

（2）国・地方の三位一体改革

公的部門の改革の重要な柱として、地方分権を推進し、地方の自立を確立することにより、活力と個性のある地域社会を実現していくことが求められている。また、地方の自主性、自律性を高め、地方が自らの責任と判断で行政サービスを実施できるようにするためには、地方に対する国の関与の廃止・縮減、事務・事業の徹底した見直しなどによる地方行財政の効率化が不可避である。

このような取組みとあわせて、国庫補助負担金の改革、地方交付税の改革、税源移譲を含む税源配分の見直しからなる三位一体の改革を推進せねばならない。平成18年度までの間に、国庫補助負担金の改革とあわせ、本格的な税源移譲を実現する必要がある。その際、地方税体系の中で個人住民税が応益性、自主性の要請に最も合致している点を踏まえ、所得税から個人住民税への移譲を基本とすべきである。今後、この方針に沿って、補助金改革の成果を上げ、税源移譲の実現を図るとともに、財源保障機能の縮小を含め地方交付税の改革を進めていかねばならない。また、地方の課税自主権の活用についても、一層推進していく必要がある。

二 個別税目の課題

1. 個人所得課税

（1）税源移譲

国・地方の三位一体改革の一環として、補助金改革とあわせ、平成18年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を行うこととされている。この税源移譲は、廃止される国庫補助負担金に係る財源措置と位置付けられることから、所得税法及び地方税法の改正による恒久措置によって行うことが適当である。

税源移譲にあたっては、個人所得課税体系における所得税と個人住民税の役割分担の明確化が課題となる。個人住民税については、応益性や偏在度縮小が求められることを踏まえ、所得割の税率のフラット化を行うことが基本となろう。また、所得税については、税源移譲後においても所得再分配機能の適切な発揮が求められることを踏まえ、「あるべき税制」との整合性に留意しつつ、税率構造・控除双方の見直しを視野に入れ、具体的な移譲の手法につき今後検討を重ねていく必要がある。

この税源移譲に際しては、個々の納税者に係る税負担の変動にも十分に留意すべきであり、所得税・個人住民税双方における適切な対応が求められる。

国と地方に関する「三位一体の改革」を推進することにより、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図る。

政府・与党は、「基本方針2004」に基づき、地方案を真摯に受け止め、平成18年度までの三位一体の改革の全体像について、下記のとおり合意する。

(略)

記

1. 国庫補助負担金の改革について(略)

2. 税源移譲

税源移譲は、別紙1のとおり、平成16年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね3兆円規模を目指す。

この税源移譲は、所得税から個人住民税への移譲によって行うものとし、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施する。あわせて、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。また、地域間の財政力格差の拡大について確実な対応を図る。

3. 地方交付税の改革について(略)

1. 概ね 3 兆円規模の税源移譲を目指す。

2. 概ね 3 兆円規模の税源移譲のうち、その 8 割方について次のとおりとする。

・義務教育費国庫負担金（暫定）	8,500 億円程度
（平成 17 年度分（暫定）	4,250 億円）
・国民健康保険	7,000 億円程度
・文教（義務教育費国庫負担金を除く）	170 億円程度
・社会保障（国民健康保険を除く）	850 億円程度
・農水省	250 億円程度
・経産省	100 億円程度
・公営住宅家賃収入補助	640 億円程度
・総務省、環境省	90 億円程度
平成 16 年度分	6,560 億円程度

税源移譲額 合計	24,160 億円程度
----------	-------------

3. 平成 17 年中に、以下について検討を行い、結論を得る。

- (1) 生活保護・児童扶養手当に関する負担金の改革
- (2) 公立文教施設等、建設国債対象経費である施設費の取扱い
- (3) その他

(注)

- ① 生活保護費負担金及び児童扶養手当の補助率の見直しについては、地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成 17 年秋までに結論を得て、平成 18 年度から実施する。
- ② 公立文教施設費の取り扱いについては、義務教育のあり方等について平成 17 年秋までに結論を出す中央教育審議会の審議結果を踏まえ、決定する。

平成17年度予算編成の基本方針（抄）

Ⅲ 歳出の見直しと構造改革の推進

7 地方財政

国と地方に関する「三位一体の改革」を推進することにより、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図る。

三位一体の改革については「基本方針2004」に基づき、平成18年度までの三位一体の改革の全体像に係る政府・与党協議会の合意（平成16年11月26日）を踏まえ、政府一丸となって以下に取り組み、その成果を平成17年度予算に適切に反映する。

国庫補助負担金改革については、平成17年度及び平成18年度予算において、3兆円程度の廃止・縮減等の改革を行う。

税源移譲は、平成16年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね3兆円規模を目指す。この税源移譲は、所得税から個人住民税への移譲によって行うものとし、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施する。あわせて、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。また、地域間の財政力格差の拡大について確実な対応を図る。

地方交付税については、平成17年度及び平成18年度は、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行うなど「基本方針2004」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。あわせて、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努め、平成17年度以降も地方財政計画の合理化、透明化を進める。税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う増収分を、当面基準財政収入額に100%算入（現行75%）する。決算を早期に国民に分かりやすく開示する。平成17年度以降、地方財政計画の計画と決算の乖離を是正し、適正計上を行う。その上で、中期地方財政ビジョンを策定する。不交付団体（人口）の割合の拡大に向けた改革を検討する。引き続き交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組む。また、算定プロセスに地方関係団体の参画を図る。

平成17年度税制改正大綱

(平成16年12月15日 自由民主党 公明党) (抄)

第一 新しい時代への税制改革の道筋

平成18年度においては、わが国経済社会の動向を踏まえつつ、いわゆる三位一体改革の一環として、所得税から個人住民税への制度的な税源移譲を実現し、あわせて国・地方を通ずる個人所得課税のあり方の見直しを行う。この税源移譲にあたっては、納税者の負担に極力変化が生じないようにする。また、それまでの間は、平成16年度と同様に所得譲与税で地方への税源移譲を行う。

1. 国・地方を通ずる個人所得課税

平成16年度与党税制改正大綱の考え方に沿って、平成17年度税制改正において、定率減税を2分の1に縮減する。平成18年度においては、わが国経済社会の動向を踏まえつつ、いわゆる三位一体改革の一環として、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現し、あわせて国・地方を通ずる個人所得課税のあり方の見直しを行う。

税源移譲については、平成16年度与党税制改正大綱、三位一体の改革に関する政府・与党協議会の合意等に基づき、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現する。

この税源移譲は、平成16年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね3兆円規模を目指す。
平成17年度においては、暫定的措置として、所得譲与税により、1兆1,159億円の税源移譲を行う。

また、この税源移譲は、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施する。

第二 平成17年度税制改正の具体的内容

一 国・地方を通ずる個人所得課税

2 税源移譲

平成16年度与党税制改正大綱(平成15年12月17日 自由民主党・公明党)、三位一体の改革に関する政府・与党協議会の合意(平成16年11月26日 政府・与党)等に基づき、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現する。

この税源移譲は、平成16年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね3兆円規模を目指す。
平成17年度においては、暫定的措置として、所得譲与税により、1兆1,159億円の税源移譲を行う。

また、この税源移譲は、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施する。あわせて、国・地方を通ずる個人所得課税のあり方の見直しを行う。

税源移譲に際しては、所得税及び個人住民税の役割分担の明確化を図ることとし、所得税においては所得再分配機能、個人住民税においては応益性や偏在度の縮小といった観点をそれぞれ重視しながら改革を進める。また、税源移譲に伴い、個々の納税者の負担が極力変わらないよう配慮する。

さらに、国・地方を通ずる個人所得課税のあるべき姿と整合的な所得税・個人住民税の制度とする。

このため、所得税においては、税率構造・控除双方の見直しを視野に入れ、検討を進める。また、個人住民税においては、税率のフラット化、低所得部分に係る負担調整措置等について、検討を進める。

今後、平成18年度税制改正までに、こうした課題について検討を深め、具体的な改正内容について結論を得たうえで、平成18年の通常国会において、必要な税法の改正を行う。

この改正法は、平成19年分の所得税及び平成19年度分の個人住民税から適用し、平成18年度の税源移譲の所要額については、税源移譲関連の税法改正の内容を踏まえ、所得譲与税によって適切に対応する。

平成17年度の所得譲与税1兆1,159億円については、同年度に実施される国庫補助負担金の改革内容等を踏まえ、都道府県へ5分の3、市町村（特別区を含む。）へ5分の2をそれぞれ譲与する。なお、各地方団体への譲与基準は、都道府県分・市町村分ともに、平成16年度分と同様、人口（最近の国勢調査人口）とする。

所得譲与税の概要

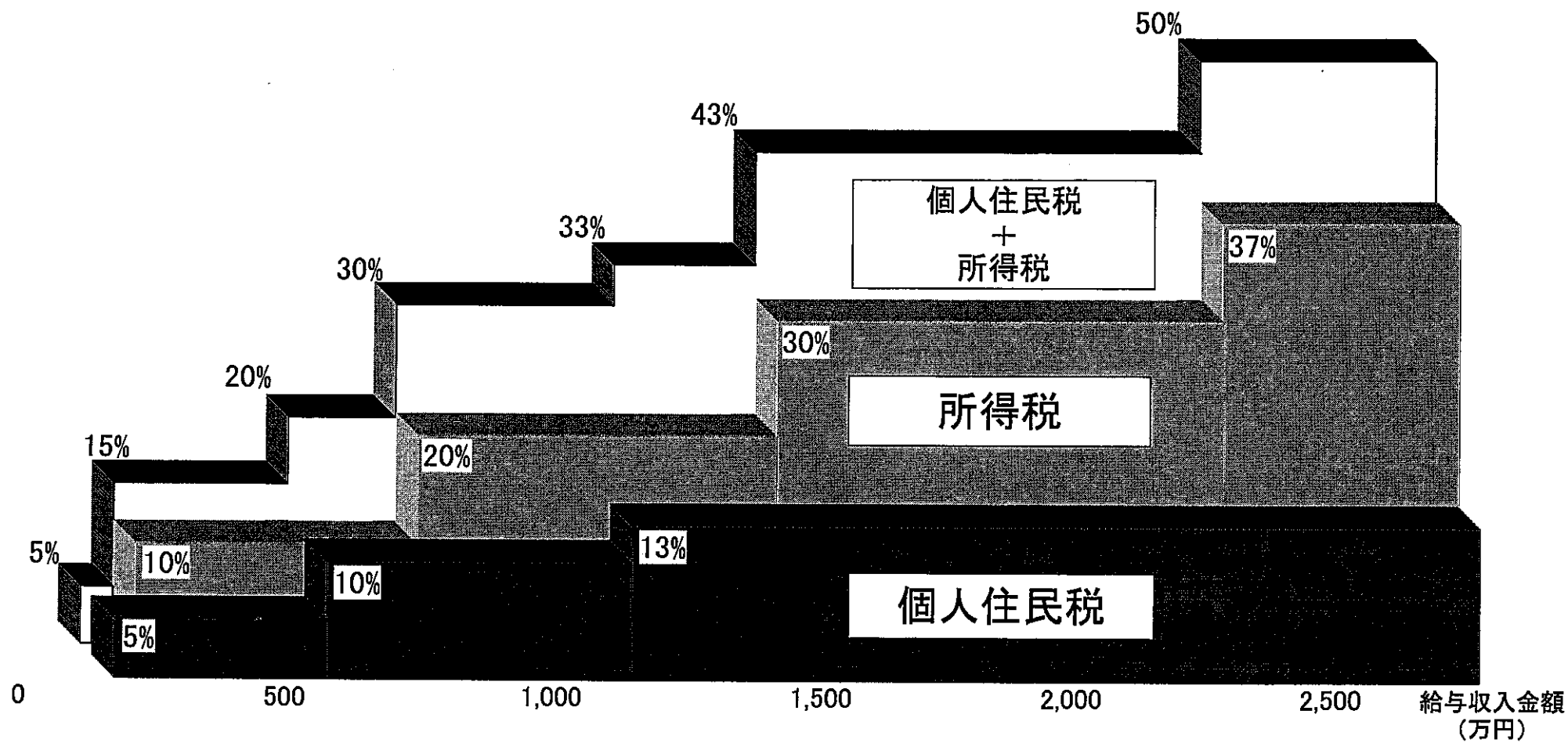
1 所得譲与税による税源移譲

- ① 所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するまでの間の暫定的措置として、所得税の税収の一部を用途を限定しない一般財源として地方へ譲与する。（平成16年度創設）
- ② 所得譲与税による平成17年度の税源移譲額は、1兆1,159億円とし、人口を基準として都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）へ譲与する。

2 所得譲与税法（平成17年改正後）の骨子

- ① 所得税の収入額のうち1兆1,159億円を都道府県及び市町村に譲与。
- ② 都道府県に対して5分の3、市町村に対して5分の2をそれぞれ譲与。
- ③ 譲与の基準は直近の国勢調査による都道府県、市町村の人口。
- ④ 譲与時期は9月及び3月（それぞれ2分の1）。

個人住民税所得割及び所得税の税率構造

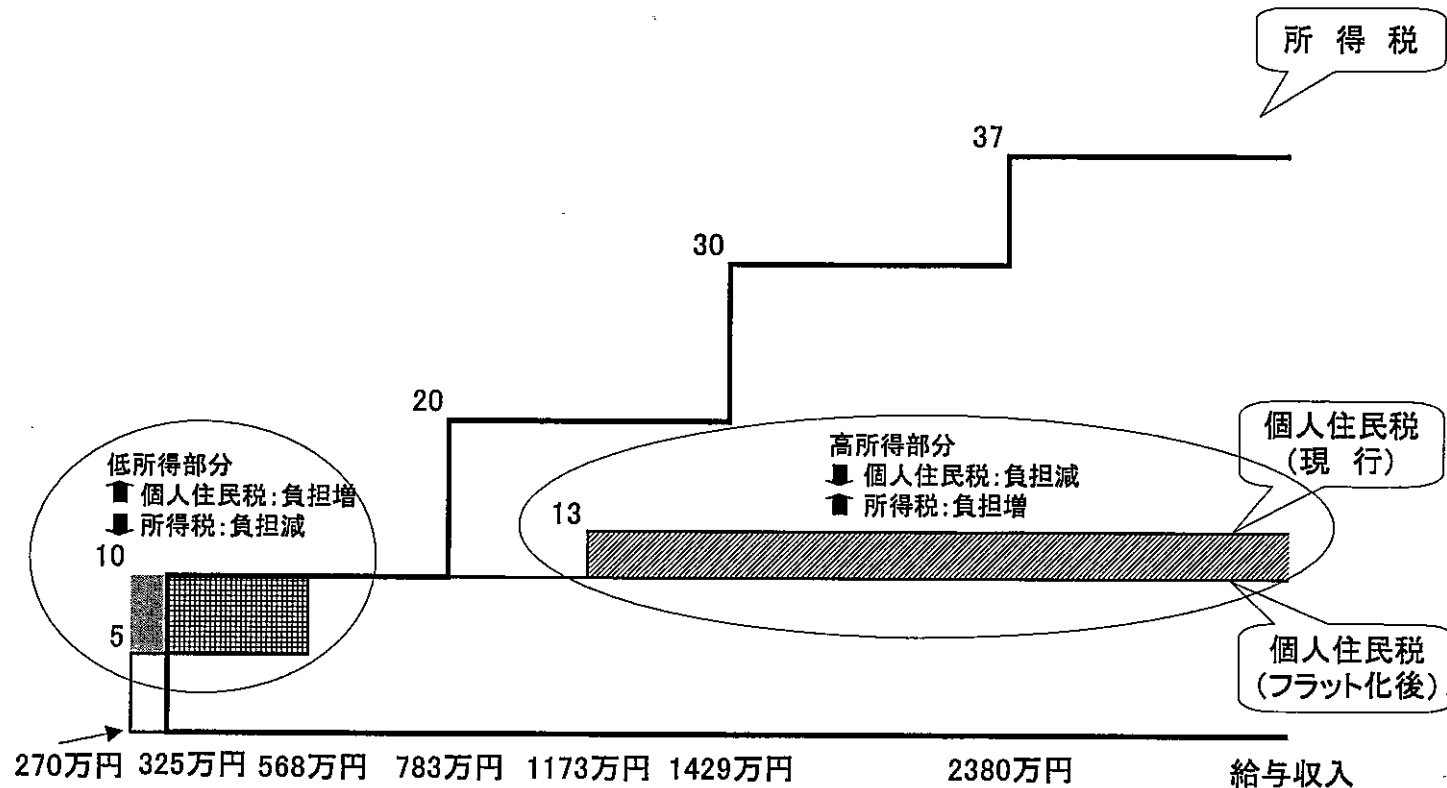


(注) 給与収入金額は、夫婦子2人(子のうち1人は特定扶養親族)の場合である。

税源移譲にあたっての基本的考え方

所得税法及び地方税法本則の改正により、所得税から個人住民税へ恒久措置として本格的な税源移譲を実施。その際、

- ① 所得税・個人住民税の役割分担を明確化
 - 所得税：所得再分配機能
 - 個人住民税：応益性・偏在度の縮小 ⇒ フラット化
- ② 個々の納税者の負担の変動を極力抑制
- ③ 全体として「あるべき税制」の方向性と整合的な姿を確保



(注) 夫婦2人の給与所得者の場合。

税源移譲にあたっての主な検討項目

- 個人住民税における対応とともに、所得税においても、あるべき税制の方向と整合的な見直しによる対応を検討 —

1. 所得税

- (1) 最低税率（10%）よりも低い税率ブラケットの設定
- (2) 最高税率の引上げ
- (3) ブラケットの見直し
- (4) 人的控除の見直し

2. 個人住民税

- (1) 税率のフラット化
- (2) 低所得部分に係る負担調整措置